

# ほけんだより 4

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。在校生のみなさん、進級おめでとうございます。新しいクラス、新しい友達、これからの日々が楽しみな反面、緊張からくるドキドキもあるのではないのでしょうか。焦らずゆっくり、少しずつ慣れていきましょう。最初の一步は笑顔のあいさつから！こまめな手洗いも忘れずに！

## 学校医・学校薬剤師の先生紹介

越谷南高  
2023年  
4月10日

内科医	佐藤陽二先生	越谷ハートフルクリニック
	長谷川浩一先生	蒲生天神橋クリニック
耳鼻科医	徳丸隆太先生	とくまる耳鼻咽喉科医院
眼科医	木田橋久明先生	レイクタウン眼科
歯科医	清水重夫先生	清水歯科医院
	渋谷功先生	渋谷歯科医院
薬剤師	鈴木潤一先生	



### 定期健康診断日程



養護教諭  
鈴木です



養護教諭  
金子です。

4月から、健康診断が始まります。各検診を受ける際には、何を目的として受けるのか、よく考えましょう。健康診断は、自分の体を知る良い機会でもあります。尿検査は腎臓の状態を調べます。内科検診では医師が皮膚、心臓と脊柱の状態（平成26年の学校保健法一部改正により）を診てくれます。疾病の早期発見早期治療のためにも、学校の検診は積極的に受けましょう。欠席した場合は、「お知らせ」を配付しますので、個人で受診してください。その場合、有料となることがあります。

令和5年度 健康診断日程

月	日	曜	項目	時間	対象	場所
4	17	月	心電図検診	1限～4限		会議室
	19	水	眼科検診 耳鼻科検診 *同時開催	5限	眼科1年全 耳鼻科5クラス	会議室
	20	木	身体測定	1限2限	3年	柔道場 教室 視聴覚室 被服室 地学室
				3限4限	1年	
				5限6限	2年	
	25	火	内科 (佐藤医師)	1限2限	3年5クラス	会議室
	27	木	内科 (佐藤医師)	1限～3限	2年	会議室
5	8	月	結核検診	1限～4限	1年	会議室
	10	水	内科 (長谷川医師)	5限6限	1年	会議室
	12	金	検尿	1限目	全学年	保健室
	15	月	検尿		全学年	
	29	火	検尿(二次)		該当者	
30	水	耳鼻科検診	5限	1年 4クラス	会議室	
6	15	木	歯科検診	1限～5限	全クラス 午前2年3年 午後1年	会議室
	21	水	内科 (長谷川医師)	5限	3年 4クラス	会議室
7			内科検診 予備日			
7			歯科検診予備日			
10			長距離大会前健康診断			

### 保護者の方へ

#### ○朝の健康観察のお願い

学校では引き続き「健康観察」を行います。検温と健康観察を行い、お子様には、健康観察入力フォームに入力してもらいます。学校で授業が受けられる状態かどうかを確認の上登校させてください。体調が悪い場合は無理をせず、自宅での療養を勧めてください。

\*コロナウイルス感染症が5類になった時点で健康観察の実施方法について改めてご連絡します。

#### ○健康な身体づくりのために

高校生活を充実したものにするためには、毎日の生活習慣が大切です。十分な睡眠やバランスのとれた食事、リズムある生活などについて、お子さんと一緒に話をしましょう。保健室では、こころと身体の健康の保持増進のため、随時、健康相談を行っています。お気軽にご相談ください。

#### ○日本スポーツ振興センター給付金の請求について（給付金を請求できます）

学校管理下でケガをした場合、医療機関を受診すると災害給付金の請求ができます。・学校管理下とは授業中、休憩時間中、学校行事、部活動、登下校中など。

・窓口での支払いが1500円以上（自己負担3割で）

この2つが請求の条件です。

#### ○安全振興会について

安全振興会は、従来の埼玉県高等学校安全互助会の事業を引き継ぎ、共済事業と見舞金給付を行っています。詳しくは別紙「安全振興会加入のご案内」をご覧ください。「安全振興会加入のご案内」については、1年生は入学説明会時に配付しました。2年3年生は4月11日に配付します。1年間保管されることをお勧めします。

#### ○学校感染症について（出席停止となります）

病院で感染症と診断されましたら、学校までお知らせください。出席停止扱いとなります。学校に「出席停止に伴う欠席届」があります。登校してから提出してください。

#### ○色覚検査をご希望の方へ

色覚検査を希望する方には、検査を実施いたします。保健室までお知らせください。

4月から自転車もヘルメット着用が努力義務となりました

登校中と下校中では自転車のケガが多いのは登校中です。朝は時間に余裕を持って家を出ましょう

次のような  
**「危険行為」**で3年以内に2回以上摘発されると...  
**「自転車運転者講習」**の  
受講が命じられます!



<p><b>「自転車運転者講習」</b> 受講義務の対象となる <b>15の「危険行為」</b></p>	<p>信号無視</p>
<p>通行禁止道路(場所)の通行</p> <p><small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small></p>	<p>通行が認められ許可されている歩行者用道路での歩行者妨害</p>
<p>歩道通行や、車道の右側通行等</p> <p><small>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。</small></p>	<p>路側帯での歩行者の通行妨害</p>
<p>遮断踏切への立ち入り</p>	<p>信号のない交差点等での優先車両(左方車、優先道路車)の通行妨害等</p>
<p>右折時における直進車や左折車への通行妨害</p>	<p>環状交差点での安全進行義務違反等</p>
<p>一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害</p>	<p>歩道での歩行者妨害等</p>
<p>ブレーキが不備・不良な自転車の運転</p>	<p>酒酔い運転</p>
<p>安全運転義務違反</p> <p><small>※傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。</small></p>	<p>妨害運転</p> <p><small>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ペルを執拗に鳴らすなどの行為</small></p>

自転車運転者講習の受講が命じられると...

- 3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
- 講習は3時間で、受講者(違反者)の特性に応じた個別の指導を含むものです。
- 講習手数料は6,000円(標準額)です。
- 命令に従わず、講習を受けないと...5万円以下の罰金刑に処せられます。

**自転車は車のなかまでです。**  
ルールを守って安全に運転しましょう。

自転車の基本的な交通ルール **自転車安全利用五則**

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

**1 車道が原則、左側を通行**

**歩道は例外、歩行者を優先**

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が普通自転車を運転している場合や、歩道に普通自転車の歩道通行可の標識等がある場合などは歩道を通行できます。ただし歩行者のじやまになるときは、一時停止しなければなりません。

**2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**

**3 夜間はライトを点灯**

**4 飲酒運転は禁止**

**5 ヘルメットを着用**

**対人傷害等保険に加入しましょう**  
 自転車加害者となる交通事故が少なくありません。被害を受けた方に対する損害賠償は加害者の責任です。万が一の事故に備えて、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。

大宮東警察署・大宮東交通安全協会